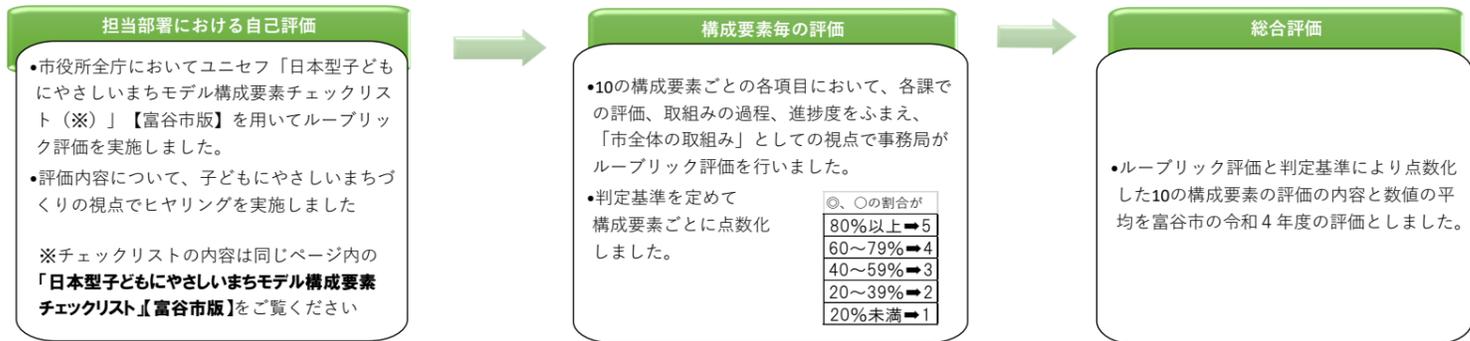


ユニセフ日本型子どもにやさしいまち構成要素による評価【富谷市】(令和4年度)

【評価の流れ】



構成要素	評価	前年度評価	評価理由及び根拠	評価を踏まえた今後の取組み
1 子どもの参画	4	3	子どもの意見の尊重に関して、前年度の評価で課題となっていた「計画策定時に子どもの目に触れる工夫」では、今年度は計画策定に関する実態把握調査において、回答に際し子どもの意見を聞いた上で回答するものと明記して実施した取組みがあった。また、特定の属性がある子どもたちに関わる事例について、児童クラブでの研修、虐待相談での本人の意見を聞くなど、子ども本人の意見や希望が表明できるような機会が増えてきている。一方で、子どもに関する分野の職員研修に関することや行政上の手続きへの意見表明については今後一層の検討が必要である。	子どもの意見の尊重について、保護者や市民に対しての啓発活動は継続して行われているが、子どもに関わる分野の職員研修にどのように取り入れていくかは検討が必要である。また、行政上の手続きについては、法令との関連から子どもの意見聴取の可能な範囲は事業によって異なると考えられるが、子どもの参画や意見聴取を意識して検討していく。
2 子どもにやさしい法的枠組み	3	3	子ども達に影響を及ぼす計画においては、子どもの権利条約が明記され、また、子ども達と間接的な関わりとなる部署においても今後の計画策定に「子どもにやさしいまちづくり」を新たな視点として成果目標を設定する意向が示されている。各種計画見直し時には市民などの第三者が参加している。一方、各課が作成するすべての計画においては「子どもの権利条約」の4つの一般原則の反映や子ども達の権利侵害に対する救済を確保するための仕組みづくりは進んでいない。	各種計画や条例、規則等の制定や見直しの際には、子どもの権利条約の4つの一般原則の理念が反映されるよう促していく。また、権利侵害に対する救済の確保や権利擁護・苦情申立て手続等については、他自治体等を参考にしながら引き続き検討を進めていく。
3 子どもの人権を保障する施策	4	4	子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略のない項目を、条例にもとじて策定すること。	各戦略策定時には、子どもの権利条約の視点に立ち、子ども自身に影響を与えることに対して、子どもの意見を十分に取り入れる機会を設けていく。
4 子どもの人権部門または調整機構	5	5	子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的な体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。	今後も推進庁内連携会議、推進に関する会議を開催し、子どもにやさしいまちづくり事業の全庁的な推進を図っていく。また、実践行動計画の進捗についても管理を行う。
5 子どもへの影響評価	4	4	昨年度から実施されている総合計画審議会への中学生の参加が継続されており、その他として新たに健康づくりについても中学生による協議が行われた。また、第2期子ども子育て支援事業計画策定に伴う子ども子育て会議の開催や子どもの貧困対策計画についての計画策定過程において、特定集団を含むすべての子ども達に及ぼす影響を考慮している。本チェックリストや行政実績報告書、計画や推進協議会等によって、施策の実施が及ぼす子ども達への影響について定期的な評価が行われている。	令和5年度以降に、次期計画策定のためのニーズ調査や、会議における意見聴取が予定されているものがある。これらの機会では十分に子どもへの影響について評価できるよう検討していく。また、現在実施に至っている取組みについては、今後も継続して子どもへの影響評価を行っていく。
6 子どもに関する予算	5	4	子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。	取組みが推進された内容については、今後も継続して実施していく。予算の使途や、子どもに関する予算等について、広報とみや、わくわく子どもミーティング等により子どもたちにも分かりやすく情報発信ができるよう検討していく。
7 子ども報告書の定期的発行	2	2	子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。	事務局では、子どもに関するデータが政策立案に活用しやすいような仕組みについて検討する。各課所管の計画や事業では、子どもに関する統計データの活用や子どもの満足度を測る機械や方法を検討していく。
8 子どもの人権の広報	5	4	子どもの人権に関して、既存の計画に盛り込まれ始めている。子どもに対しては、人権擁護委員と連携したり、教育カリキュラムに組み込んで学校教育全体を通して指導を行っている。また、公立保育所や小中学校の教職員に対しては、子どもの人権に関する研修が実施されており、それ以外の職員や市職員にも受講の機会の検討がされている。子どもの権利認知度の定期的評価の機会や方法についても検討されようとしている。	市職員向けにCFIICに関する職員研修を計画し、受講機会の確保と実施時のアンケートにより「子ども主体目線」の理解度を図っていく。また、市の子どもに関する事業に関わる事業の受託業者にも子どもの人権の理解促進につながるような働きかけを継続していく。子どもの権利認知度の定期的評価については、評価の指標も含めて実施に向けて検討していく。
9 子どものための独立したアドボカシー	4	4	子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関-子どもオプスマンや子どもコミッション-の設置を進めること。	今後も全庁的に企業やNPO等とのパートナーシップを構築させていく。また、すでに行われている取組みの中で子ども若者主導の団体活動が行われている場合には、それらに対する奨励支援方法を検討していく。
10 子どもにやさしいまちづくり宣言を基本とする取り組み(富谷市オリジナル要素)	5	5	富谷市独自の評価項目として、各課において積極的に実施されている。特に、子どもが大切に育てられ健やかに成長するための取組みについては、各種助成や学校給食費の完全無償化に向けた準備が進められている。子どもの意見を反映した取組みとしては、わくわく子どもミーティングが子どもが直接意見を表明する機会として継続して実施されていることや、わくわく子どもミーティングで出された意見をもとに公園1-レの洋式化に着手したと等が挙げられる。地域活動に関わる取組みとしては、教育部局では社会科副読本のデジタル化移行に向けた準備が行われている。	引き続き富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5本の柱を念頭に置いて全庁的に取り組みを継続していく。特に安心安全な暮らしについては、特定の属性がある子どもも含まれたすべての子どもが安心安全な暮らしを保障していくよう取組みと検討をさらに進めていく。令和4年度まではコロナ禍の影響で、子どもたちが集まって催すような事業の実施が困難であるという状況であったため、今後は状況を勘案しながら事業実施について検討していきたい。
総合評価	4.1	3.8	※赤字は、昨年度より評価が向上した項目	